

第67回 定時株主総会 招集ご通知

■ 日 時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時（午前9時30分開場）

■ 場 所

松山市道後町二丁目5番1号
愛媛県県民文化会館 本館 第6会議室
◎株主総会でのお土産の配布は行っておりません。

◇ インターネット等又は書面による 議決権行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分まで

目 次

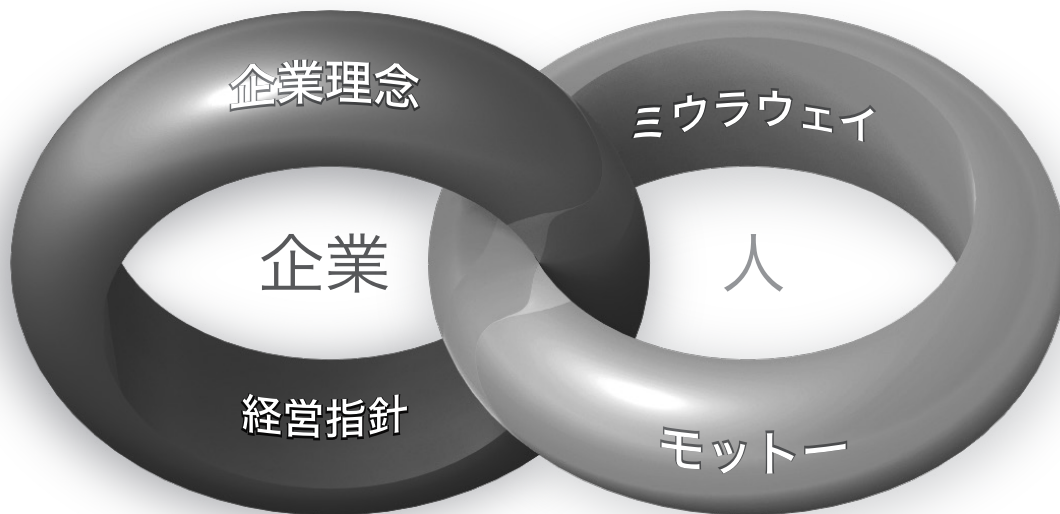
第67回定時株主総会招集ご通知	1
インターネット等による議決権行使のご案内	4
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 定款一部変更の件	7
第3号議案 監査等委員である取締役以外 の取締役5名選任の件	8
第4号議案 監査等委員である取締役 4名選任の件	15
事業報告	24
連結計算書類	48
計算書類	50
監査報告書	52

三 浦 工 業 株 式 会 社

ミウラグループ理念体系図

熱・水・環境の分野で、環境に優しい社会、
きれいで快適な生活の創造に貢献します

1. 創造と挑戦
2. 信頼と対話
3. 公平と公正



1. グループの総合力でグローバル化を推進する
2. テクノサービスで世界のベストパートナー企業を目指す
3. 社員の潜在能力が最大限発揮できる職場作りを目指す

『我々はわが社を最も働きがいのある、
最も働きやすい職場にしよう』



詳しくはこちらをご覧ください。

株 主 各 位

証券コード：6005
2025年6月11日
(電子提供措置の開始日 2025年6月2日)

愛媛県松山市堀江町7番地
三 浦 工 業 株 式 会 社
代 表 取 締 役 米 田 剛
社長執行役員 CEO兼CTO

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

https://www.miuraz.co.jp/ir/stockratings/general_meeting.html



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「三浦工業」又は「コード」に当社証券コード「6005」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時（午前9時30分開場）
2. 場 所 松山市道後町二丁目5番1号
愛媛県民文化会館 本館 第6会議室
（末尾の「会場のご案内」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第67期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第67期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 監査等委員である取締役以外の取締役5名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- （1）インターネット等による議決権行使の場合

後記【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに行使してください。

- （2）書面による議決権行使の場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日、当社の役職員は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ・事業報告のうち「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「会社の支配に関する基本方針」
 - ・連結計算書類のうち「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類のうち「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知の発送に代えて、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)をご利用いただくことによつてのみ可能です。

なお、インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙左下に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要ですつで、ご注意ください。

(2) スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

2. 議決権行使のお取扱い

(1) インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。

(2) インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱うこととしたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) 議決権の行使期限は、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱い

(1) パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。本総会終了まで、ご印鑑や暗証番号と同様に大切に保管ください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行つていただくことも可能です。

◎本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル [電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)
--

◎その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

<証券会社に口座をお持ちの株主様>

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

<証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）>

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00～17:00 土日祝日を除く)

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、安定的な配当の継続を基本に、経営基盤の強化と将来の事業展開に備えるため内部留保の充実を図りつつ、会社の連結業績に対応した適正な利益還元を行うという基本方針に基づき、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金37円
総額 4,280,522,489円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 16,000,000,000円
- ② 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 16,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社及び当社子会社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条(目的)に目的事項の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (商号) 第1条 (条文省略) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(9) (条文省略) (新設) (10)～(14) (条文省略) 第3条～第5条 (条文省略)	第1章 総 則 (商号) 第1条 (現行どおり) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(9) (現行どおり) <u>(10)省エネルギー、省力化、省人化に 関する各種機器の製造ならびに販売</u> (11)～(15) (現行どおり) 第3条～第5条 (現行どおり)

第3号議案 監査等委員である取締役以外の取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役以外の取締役全員(5名)は任期満了となります。
つきましては、監査等委員である取締役以外の取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会は、取締役会の在り方及び各候補者の業務執行状況・見識・能力等について検討した結果、各候補者は当社取締役として適任であると判断しております。

候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふりがな 氏 名	現 在 の 当 社 に お け る 地 位	取締役会への 出 席 状 況	属 性
1	みやうち だいすけ 宮 内 大 介	代表取締役 取締役会議長兼CGGO	13回／13回 (100%)	(再任)
2	よねだ つよし 米 田 剛	代表取締役 社長執行役員 CEO兼CTO	13回／13回 (100%)	(再任)
3	ひろい まさゆき 廣 井 政 幸	取締役 専務執行役員	13回／13回 (100%)	(再任)
4	かわもと けんいち 河 本 憲 一	取締役 専務執行役員	13回／13回 (100%)	(再任)
5	むとう なおき 武 藤 直 樹	—	一回／一回 (一%)	(新任)(社外)(独立)

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	(再任) みやうち だいすけ 宮内 大介 (1962年 6月29日生) 取締役会への出席状況 13回／13回(100%)	1997年 4月 当社入社 2000年 7月 MIURA BOILER WEST,INC. (現・MIURA AMERICA CO.,LTD.)President 2006年 1月 当社中部統括部長 2008年 7月 当社システムイノベーション統括部長 2009年 7月 当社執行役員 2010年 1月 当社東日本事業本部副本部長 当社新事業開発本部副本部長 6月 当社取締役 当社首都圏事業本部長 2012年 7月 当社アクア事業本部長 当社環境事業本部長 2014年 7月 当社米州事業本部長 2016年 4月 当社代表取締役社長 社長執行役員 6月 当社代表取締役 社長執行役員 CEO 2024年 4月 当社代表取締役 取締役会議長兼CGGO (現任) 当社船用事業統括本部長 (現任) (重要な兼職の状況) 公益財団法人日本小型貫流ボイラー協会代表理事 MIURA INTERNATIONAL AMERICAS INC. Director (Chairman & CEO) 株式会社ミウラエンパシー代表取締役社長	93,923株
【取締役候補者とした理由】 候補者は、国内外で培った豊富な経験と実績を活かし2016年4月から代表取締役 社長執行役員として当社グループの事業戦略を積極的に推進し、2024年4月からは代表取締役 取締役会議長兼CGGOとして当社グループのガバナンスの向上等に貢献しております。 当社は、候補者の経営者としての幅広い視野が当社グループのさらなる成長と企業価値の向上に活かせるものと判断し、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	(再任) よねだ つよし 米田 剛 (1968年10月22日生) 取締役会への出席状況 13回／13回(100%)	1991年 4月 当社入社 2005年 4月 当社DS技術部長 当社DS業務管理部長 2008年 4月 当社水処理技術部長 2009年 6月 当社水処理技術統括部長 2010年 1月 当社アクア戦略統括部長 2012年 7月 当社執行役員 当社アクア事業本部副本部長 当社環境事業本部副本部長 2016年 4月 当社アクア事業本部長 当社環境事業本部長 6月 当社取締役 常務執行役員 2017年 4月 当社アクア本部長 2019年 6月 アイナックス稲本株式会社代表取締役会長 2020年 4月 当社ランドリー事業推進本部長 2021年 4月 当社ランドリー事業推進統括本部長 2022年 6月 アイナックス稲本株式会社代表取締役 社長執行役員 2023年 6月 当社取締役 常務執行役員 CTO 当社技術統括本部長（現任） 当社舶用事業統括本部長 当社生産統括本部長（現任） 2024年 4月 当社代表取締役 社長執行役員 CEO兼CTO（現任） （重要な兼職の状況） 愛媛県職業能力開発協会会長 愛媛県技能士会会長	28,818株
【取締役候補者とした理由】 候補者は、長年にわたり新技術の開発に携わり、技術全般の幅広い知見を有しております。また、水処理事業や環境事業、ランドリー事業の事業推進者として同事業の成長に貢献してまいりました。2024年4月からは代表取締役 社長執行役員 CEO兼CTOとして当社の経営全般を統括しております。 当社は、候補者がその経歴を通じて培った経験と見識によりカーボンニュートラルへの取り組みを推進することで、当社グループのさらなる成長と企業価値の向上に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	(再任) ひろい まさゆき 廣井 政幸 (1964年 7月24日生)	1985年10月 当社入社 2004年 1月 当社茨城支店長 2006年 6月 当社メンテ営業推進部長 2010年 1月 当社北関東・信越統括部長 2012年 7月 当社メンテ営業推進統括部長 2015年 7月 当社執行役員 当社BP事業推進本部長 2018年 7月 当社上席執行役員 2019年 4月 当社BP事業推進ブロック長 2021年 4月 当社管理統括本部副本部長 6月 当社取締役 常務執行役員 当社管理統括本部長（現任） 2023年 6月 当社代表取締役 専務執行役員 2024年 4月 当社取締役 専務執行役員（現任） （重要な兼職の状況） 三浦環境マネジメント株式会社代表取締役会長 株式会社ミウラ・エス・エー代表取締役社長 ミウラジョブパートナー株式会社代表取締役社長 三浦グループ企業年金基金理事長	16,057株
	取締役会への出席状況 13回／13回(100%)		
【取締役候補者とした理由】 候補者は、長年にわたり当社の国内メンテナンス部門、営業部門、販売支援部門及び管理部門を指揮し、幅広い業務執行経験を有しております。 当社は、候補者がその経歴を通じて培った経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	(再任) かわもと けんいち 河本 憲一 (1971年 3月 1日生) 取締役会への出席状況 13回／13回(100%)	1993年 4月 当社入社 2007年 4月 当社湘南支店長 2009年 4月 当社新潟支店長 2013年 4月 当社東京MI&トータルソリューション第3部部長 2014年 4月 当社MIソリューション統括部次長 2016年10月 当社中部統括部長 2017年 4月 当社MI統括部長 2023年 1月 当社国内販売統括本部 副本部長 6月 当社取締役 常務執行役員 当社国内販売統括本部長（現任） 2024年 6月 当社取締役 専務執行役員（現任）	6,376株
【取締役候補者とした理由】 候補者は、長年にわたり当社の国内ボイラ事業中心にアクア事業、食品機械事業、熱利用事業等と連携したトータルソリューション戦略を指揮し、幅広い業務執行経験を有しております。 当社は、候補者がその経歴を通じて培った経験と見識、特に、国内事業におけるリーダーシップが当社の経営に活かせるものと判断し、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	(新任)(社外)(独立) むとう なおき 武藤 直樹 (1963年 6月18日生) 取締役会への出席状況 一回／一回(一%)	1986年 4月 テルモ株式会社入社 1996年10月 テルモメディカル社(米国) 管理マネージャー 2015年 4月 テルモ株式会社経理部長 2019年 4月 同社執行役員CAFO 2022年 4月 同社経営役員CAFO 2024年 4月 同社アドバイザー(現任) (重要な兼職の状況) テルモ株式会社アドバイザー	0株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 候補者は、テルモ株式会社でCAFO(チーフ・アカウンティング・アンド・フィナンシャル・オフィサー)の職責を担い、経営全般において十分な見識を有しております。また、海外での豊富な経験や財務、会計における高度な専門知識も有しており、経営全般、特にグローバルでの事業拡大を目指す当社の経営に適切なアドバイスや監督等を行うことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。 【独立性について】 候補者は、当社の取引先であるテルモ株式会社 に在籍しておりますが、過去3年間いずれも年間の取引額が、相互に直近の連結売上高の0.1%を超えておりませんので、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 武藤直樹氏は、新任候補者であります。
3. 武藤直樹氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金5百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額をその責任の限度とする旨の契約を締結する予定です。
4. 武藤直樹氏は、社外取締役候補者であります。同氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出る予定であります。なお、当社の「独立社外取締役の独立性基準」に関しては、後記をご参照ください。
5. 当社は宮内大介氏、米田剛氏、廣井政幸氏及び河本憲一氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。各候補者の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、武藤直樹氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の補償契約を締結する予定です。
6. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、子会社の取締役、執行役員及び重要な使用人等であり、保険料は10%を被保険者、90%を当社が負担しております。当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員(4名)は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりが 氏名	現在の当社における地位	取締役会への 出席状況	属 性
1	やまうち 山内 おさむ 修	取締役 常勤監査等委員	13回／13回 (100%)	(再任)
2	あんどう 安藤 よしあき 吉昭	社外取締役監査等委員	12回／13回 (92%)	(再任)(社外)(独立)
3	こいけ 小池 たつこ 達子	社外取締役監査等委員	13回／13回 (100%)	(再任)(社外)(独立)
4	しょうりき 正力 ゆうこ 裕子	—	一回／一回 (一%)	(新任)(社外)(独立)

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	(再任)	1986年 4月 当社入社	993株
	やまうち おさむ	2004年10月 当社北関東支店長	
	山内 修	2009年 6月 当社水処理統括部長	
	(1962年 5月13日生)	2010年 1月 当社横浜支店長	
		2013年 4月 当社北関東・信越統括部長	
		7月 当社船用統括部長	
		2016年 4月 当社船用営業統括部長	
	取締役会への出席状況	2017年 7月 当社中部統括部次長	
	13回／13回(100%)	2019年 4月 当社東海統括部長	
		2020年10月 当社監査等委員会室長	
	2023年 6月 当社取締役常勤監査等委員（現任）		
【取締役候補者とした理由】 候補者は、ボイラ事業、水処理事業、船用事業等の各事業分野における幅広い業務執行経験を有するとともに、常勤監査等委員として当社の取締役会の監督機能の強化に寄与しております。当社は、候補者がその経歴を通じて培った幅広い経験や深い知識が当社グループのコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献し、業務執行の適切な監督ができるものと判断し、引続き監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	(再任)(社外)(独立) あんどう よしあき 安藤 吉昭 (1951年11月16日生) 取締役会への出席状況 12回／13回(92%)	1975年 4月 小西六写真工業株式会社(現・コニカミノルタ株式会社)入社 1994年 3月 Konica Business Machines USA.,Inc. (現・Konica Minolta Business Solutions U.S.A.,Inc.) E.V.P. C.F.O 1998年 6月 コニカ株式会社(現・コニカミノルタ株式会社) 情報機器事業部企画室長 2002年10月 コニカビジネスマシン株式会社(現・コニカミノルタ ジャパン株式会社)取締役 同社事業企画室長 2003年10月 コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社 (現・コニカミノルタジャパン株式会社)取締役 同社企画本部長 2005年 4月 コニカミノルタホールディングス株式会社 (現・コニカミノルタ株式会社)経理部長 2007年 4月 同社執行役 経理部長 2010年 4月 同社常務執行役 6月 同社取締役 常務執行役 CFO 2013年 4月 コニカミノルタ株式会社取締役 常務執行役 CFO 2014年 4月 同社取締役 同社監査委員会委員 同社報酬委員会委員 同社指名委員会委員 2019年 6月 当社社外取締役監査等委員 (現任) 2020年 4月 国際基督教大学(ICU)監査室長 (現任) (重要な兼職の状況) 国際基督教大学(ICU)監査室長	1,743株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 候補者は、コニカミノルタ株式会社で2007年4月から執行役、2010年6月から取締役常務執行役CFOの職責を担い、経営全般において十分な見識を有しております。また、同社で2014年4月から監査委員会委員、報酬委員会委員、指名委員会委員を務めており、候補者は知見と見識を活かし当社の経営に対する監督ができるものと期待し、引続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、候補者は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。			
【独立性について】 候補者は、後記当社の「独立社外取締役の独立性基準」を満たしており、十分な独立性を有しております。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	(再任)(社外)(独立) こいけ たつこ 小池 達子 (1957年11月21日生) 取締役会への出席状況 13回／13回(100%)	1980年 4月 愛媛放送株式会社(現・株式会社テレビ愛媛)入社 1981年10月 フリーアナウンサー 2011年 1月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 銀座総合法律事務所入所(現任) 2019年 6月 株式会社オリジン社外取締役(現任) 2021年 6月 当社社外取締役監査等委員(現任) 2022年 6月 住友理工株式会社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 銀座総合法律事務所弁護士 株式会社オリジン社外取締役 住友理工株式会社社外監査役	1,226株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 候補者は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として法務に関する相当程度の知見を有しております。アナウンサーとして培われた経験や幅広い見識に加え、他社における社外取締役としての企業経営及び社外監査役としての企業統治等の知見から様々な視点でのアドバイスを期待し、かつ高い倫理観、公正・公平な判断力をもって業務執行に対する監督ができるものと判断し、引続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、候補者は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。 【独立性について】 候補者は、後記当社の「独立社外取締役の独立性基準」を満たしており、十分な独立性を有しております。		

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	(新任)(社外)(独立) しょうりき ゆうこ 正力 裕子 (1963年11月19日生) 取締役会への出席状況 一回／一回(一%)	1986年 4月 日本電気株式会社入社 2010年 4月 同社新事業推進本部スマートシティ事業推進部長 2015年 4月 N E Cエンジニアリング株式会社営業本部長 2019年 4月 N E Cプラットフォームズ株式会社執行役員 2022年 4月 NEC静岡ビジネス株式会社代表取締役社長 2023年 4月 日通工エレクトロニクス株式会社社外取締役 2025年 4月 日本電気株式会社エンタープライズビジネスユニット製造ソリューション事業部門スマートインダストリー統括部上席プロフェッショナル (現任) (重要な兼職の状況) 日本電気株式会社エンタープライズビジネスユニット製造ソリューション事業部門スマートインダストリー統括部上席プロフェッショナル	0株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 候補者は、NECプラットフォームズ株式会社で2019年4月から執行役員（営業部門担当）の職責を担い、経営全般や営業活動、DXにおける十分な見識を有しております。これらの見識や他社における社外取締役としての企業経営の知見から、当社の経営に対する様々な視点でのアドバイスや監督等を期待し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。 【独立性について】 候補者は、当社の取引先である日本電気株式会社に在籍しておりますが、過去3年間いずれも年間の取引額が、相互に直近の連結売上高の0.15%を超えておりませんので、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 正力裕子氏は、新任候補者であります。
3. 当社は山内修氏、安藤吉昭氏及び小池達子氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金5百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額をその責任の限度とする旨の契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定です。また、正力裕子氏の選任が承認された場合は、当社は、同氏と同内容の責任限定契約を締結する予定です。
4. 安藤吉昭氏、小池達子氏、正力裕子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は安藤吉昭氏及び小池達子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、引続き独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。また、正力裕子氏の選任が承認された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。なお、当社の「独立社外取締役の独立性基準」に関しては、後記をご参照ください。
5. 当社は山内修氏、安藤吉昭氏及び小池達子氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。各候補者の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、正力裕子氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の補償契約を締結する予定です。
6. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、子会社の取締役、執行役員及び重要な使用人等であり、保険料は10%を被保険者、90%を当社が負担しております。当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】当社の「独立社外取締役の独立性基準」

当社は、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、以下のとおり、独自の基準を定めております。

1. 現在又は過去3年以内において当社の取引先又はその業務執行者である場合は、過去3年間いずれも年間の取引額が、相互に直近の連結売上高の2%を超えない。
2. (1) 現在又は過去3年以内において当社から役員報酬以外にコンサルタント、会計専門家又は法律専門家として金銭その他の財産を得ている者である場合は、過去3年平均の当該財産額が1,000万円を超えない。
(2) 現在又は過去3年以内において当社からコンサルタント、会計専門家又は法律専門家として金銭その他の財産を得ている法人、組合等の団体に所属する者である場合は、過去3年平均の当該財産額が1,000万円又は当該団体の直近の連結売上高の2%のいずれか大きい額を超えない。
3. 現在又は過去3年以内において当社から寄付を受けている者又は寄付を受けている法人、組合等の団体に所属する者である場合は、過去3年平均の当社から得ている財産額がその者の又は当該団体の直近の年間収入の2%を超えない。
4. 相互に株式を保有している会社に所属する者でない。
5. 役員を相互に派遣している会社に所属する者でない。

取締役会の構成（2025年6月27日以降の予定）

当社は、意思決定及び経営の監督を適切に行い、多様性とバランスを考慮し、持続的な企業価値向上を実現するため、豊富な経験と広い見識、さまざまな分野で高い能力を有する人材を取締役としております。

取 締 役	性 別	独立性	取 締 役 が 有 す る 知 識 ・ 経 験 ・ 能 力					
			企業経営	機器販売・メンテナンス	グローバル	研究開発・生産・技術・DX	法 務 ・ リスク管理	財務・会計
宮内大介	男性	－	○	○	○	○		
米田 剛	男性	－	○	○		○		
廣井政幸	男性	－	○	○		○	○	○
河本憲一	男性	－		○				
武藤直樹	男性	独立社外	○		○			○
山内 修	男性	－		○			○	
安藤吉昭	男性	独立社外	○		○			○
小池達子	女性	独立社外					○	
正力裕子	女性	独立社外	○		○	○		

※上表は、取締役の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

指名委員会及び報酬委員会の構成（2025年6月27日以降の予定）

取締役会の監督機能を強化し、意思決定プロセスの透明性を高めるため、取締役会の任意の諮問機関として指名委員会及び報酬委員会を設置しております。

第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認された場合、委員会の構成は次のとおりとなる予定であります。

	指 名 委 員 会	報 酬 委 員 会
役 割	現状の選任基準の検証、取締役等のパフォーマンスの評価、株主総会に付議する取締役等の選解任議案審議、CEO後継者計画の検討	報酬ポリシー・報酬水準・報酬の構成割合等に関する検討、取締役等のパフォーマンスの評価、個人別の役員報酬内容等の審議
構 成	委員長 社外取締役監査等委員 安 藤 吉 昭 委 員 代 表 取 締 役 宮 内 大 介 社 外 取 締 役 武 藤 直 樹 社外取締役監査等委員 小 池 達 子 社外取締役監査等委員 正 力 裕 子	

当社の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」

当社は、株主をはじめとするステークホルダーと良好な関係を築き、共に発展を図ることが重要であると認識しております。このような認識のもと、公正で透明性・効率性の高い経営を目指して管理体制の充実に努めるとともに、持続的に企業価値を向上させるための積極的な行動を可能とする自律的な体制を整えることが当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、重要な経営課題であると考えております。

また、当社は＜創造と挑戦＞＜信頼と対話＞＜公平と公正＞の三本柱からなる理念「ミウラウェイ」のもとに企業活動を行っており、コーポレート・ガバナンスに関してもこの「ミウラウェイ」を念頭に置いて、当社の持続的な企業価値の向上に資するしくみを構築・実施することを基本としております。

詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトをご覧ください。

当社ウェブサイト：https://www.miuraz.co.jp/csr/governance/corporate_governance.html

以 上

事業報告

(2024年4月 1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、緩やかな回復傾向が続いておりますが、その一方でエネルギー価格、物流価格の高騰、地政学リスクや貿易政策の変化など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中で当社グループは、環境負荷低減に向けた最適なエネルギー提案など、お客様の抱えられている問題を解決する「トータルソリューション」の提案活動や省エネ製品の開発、ワンストップサービスの提供に向けたスーパーメンテナンス会社の実現を推進してまいりました。

当連結会計年度の連結業績につきましては、機器販売事業で、食品機械、船用機器、アクア機器、ボイラ及び関連機器が堅調に推移しております。また、メンテナンス事業も堅調に推移しております。海外においては、The Cleaver-Brooks Company, Inc.(以下、「Cleaver-Brooks社」という。)の買収により、機器販売事業、メンテナンス事業の売上が大幅に増加しております。利益面につきましては、ミウラフェアの開催、人件費の増加やM&A費用の計上がありましたが、買収による増収効果により増益となりました。

売上収益は251,341百万円(前期比57.4%増)、営業利益は25,324百万円(前期比9.8%増)、税引前当期利益は29,629百万円(前期比10.6%増)、親会社の所有者に帰属する当期利益は23,312百万円(前期比20.4%増)となり、いずれの利益も過去最高益を更新しました。

セグメントの業績の概況は、以下のとおりであります。

なお、報告セグメントの利益は、当連結会計年度より、当社グループの収益全体に対する被取得企業の貢献度をより明確にすることを目的とし、営業利益から「買収により認識した無形資産の償却費等」及び「M & A 関連費用」を控除した金額としており、前者には取得原価の配分により認識された無形資産の償却費及び棚卸資産の再評価額が、後者にはファイナンシャルアドバイザー費用等が含まれております。前期との比較数値については、前期の数値を変更後の区分に基づき作成しております。

セグメント別売上収益及びセグメント利益

	区 分	売 上 収 益 （ 前 期 比 ）	セグメント利益 （ 前 期 比 ）
国 内	機 器 販 売 事 業	(百万円) 84,156 (8.8%増)	(百万円) 7,492 (9.3%減)
	メンテナンス事業	44,604 (7.6%増)	12,382 (8.7%増)
海 外	機 器 販 売 事 業	79,742 (168.7%増)	8,159 (190.2%増)
	メンテナンス事業	42,755 (282.8%増)	7,549 (424.3%増)
そ の 他		81 (42.9%増)	98 (128.3%増)
(調 整 額)		－	△166
合 計		251,341 (57.4%増)	35,515 (49.4%増)

[国内機器販売事業]

国内機器販売事業は、食品機械で大型案件の販売があったことや船用機器、アクア機器、ボイラで販売が堅調に推移したことにより売上を伸ばしました。この結果、当事業の売上収益は84,156百万円と前期(77,358百万円)に比べ8.8%増となりました。セグメント利益は、原材料価格の上昇、ミウラフェアの開催など営業活動に伴う費用の増加や販売機器構成の変化もあり、7,492百万円と前期(8,263百万円)に比べ9.3%減となりました。

[国内メンテナンス事業]

国内メンテナンス事業は、有償保守契約売上の堅調な推移や船用機器の部品販売増加により売上を伸ばしました。この結果、当事業の売上収益は44,604百万円と前期(41,439百万円)に比べ7.6%増となりました。セグメント利益は、12,382百万円と前期(11,392百万円)に比べ8.7%増となりました。

[海外機器販売事業]

海外機器販売事業は、Cleaver-Brooks社の買収により売上が増加しました。また、韓国ではボイラ販売が堅調に推移しております。この結果、当事業の売上収益は79,742百万円と前期(29,672百万円)に比べ168.7%増となりました。セグメント利益は、8,159百万円と前期(2,811百万円)に比べ190.2%増となりました。

[海外メンテナンス事業]

海外メンテナンス事業は、Cleaver-Brooks社の買収により売上が増加しました。各国や各地域においては、有償保守契約の積極的な提案による契約件数の増加で売上を伸ばしました。この結果、当事業の売上収益は42,755百万円と前期(11,167百万円)に比べ282.8%増となりました。セグメント利益は、7,549百万円と前期(1,439百万円)に比べ424.3%増となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は10,426百万円（使用権資産含む）で、その主なものは次のとおりであります。

なお、これらの設備投資は、自己資金によりまかないました。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

韓国ミウラ工業株式会社本社事務所の移転

松山支店の新築移転

IoT基盤

羽田支店の移転

工場の屋根修繕

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

IoT基盤の構築

アンモニア供給設備

The Cleaver-Brooks Company, Inc. の機械設備

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より借入金として132,000百万円の調達を行いました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	第 64 期 (2022年3月期)	第 65 期 (2023年3月期)	第 66 期 (2024年3月期)	第 67 期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売 上 収 益 (百万円)	143,543	158,377	159,695	251,341
営 業 利 益 (百万円)	19,441	21,928	23,061	25,324
親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 当 期 利 益 (百万円)	14,236	16,876	19,368	23,312
基 本 的 1 株 当 た り 当 期 利 益 (円)	126.15	149.52	175.00	206.35
資 産 合 計 (百万円)	218,975	229,560	240,962	439,572
資 本 合 計 (百万円)	160,056	168,912	181,515	205,719
1 株 当 た り 親 会 社 所 有 者 帰 属 持 分 (円)	1,414.51	1,504.02	1,638.97	1,764.61

- (注) 1. 会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（IFRS）に準拠して連結計算書類を作成しております。
2. 第64期のコベルコ・コンプレッサ株式会社の持分法適用会社化に係る暫定的な会計処理を第65期において確定させたため、第64期の関連する項目については、遡及修正しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況（2025年3月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 出資比率	主要な事業内容
	(百万円)	(%)	
三 浦 ア ク ア テ ッ ク 株 式 会 社	50	100.0	水処理装置、薬品、制御基盤の製造
三 浦 工 機 株 式 会 社	40	100.0	ボイラの主要部品の製造
株 式 会 社 三 浦 マ ニ フ ァ ク チ ャ リ ン グ	50	100.0	ボイラ、水処理装置、食品機器、メディカル機器の加工・塗装・組立、移送ポンプの製造
株 式 会 社 丹 波 工 業 所	37	100.0	ボイラ等の販売及びメンテナンス
北 日 本 ボ イ ラ 株 式 会 社	30	100.0	ボイラ等の販売及びメンテナンス
株 式 会 社 ヤ ブ サ メ	20	50.0	業務用ランドリー機器等の販売及びメンテナンス
ト ー タ ス エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社	50	100.0	船用ボイラ及び各種圧力容器製造販売
	(百万ウォン)		
韓 国 ミ ウ ラ 工 業 株 式 会 社	11,402	100.0	ボイラ等の製造販売及びメンテナンス
	(千カナダドル)		
MIURA CANADA CO.,LTD.	16,919	(100.0)	ボイラ等の製造販売及びメンテナンス
	(千米ドル)		
MIURA AMERICA CO.,LTD.	39,501	(100.0)	ボイラ等の製造販売及びメンテナンス
	(百万人民元)		
三 浦 工 業 (中 国) 有 限 公 司	366	100.0	ボイラ等の製造販売及びメンテナンス
	(百万新台湾ドル)		
台 湾 三 浦 工 業 株 式 会 社	340	100.0	ボイラ等の製造販売及びメンテナンス
	(千米ドル)		
MIURA SINGAPORE CO PTE.LTD.	3,335	(100.0)	ボイラ等の販売及びメンテナンス

会 社 名	資 本 金	当社の 出資比率	主要な事業内容
P T . M I U R A I N D O N E S I A	(百万ルピア) 161,165	(%) (100.0)	ボイラ等の製造販売及びメン テナンス
MIURA INTERNATIONAL AMERICAS INC.	(千米ドル) 828,835	100.0	北中南米における子会社の管 理・統括及び投資対応
MIURA SOUTH EAST ASIA HOLDINGS PTE.LTD.	21,451	100.0	アセアン地域における子会社 の管理・統括及び投資対応
MIURA BOILER DO BRASIL LTDA.	(千リアル) 50,110	40.9 (59.1)	ボイラ等の製造販売及びメン テナンス
MIURA INDUSTRIES (THAILAND) CO.,LTD.	(千バーツ) 12,000	(49.0)	ボイラ等の販売及びメンテナ ンス
MIURA BOILER MEXICO S.A. DE C.V.	(千ペソ) 50	(100.0)	ボイラ等の販売及びメンテナ ンス
MIURA TURKEY HEATING SYSTEMS INDUSTRY CO.,LTD.	(千トルコリラ) 67,375	100.0	ボイラ等の販売及びメンテナ ンス
MIURA NETHERLANDS B.V.	(千ユーロ) 1,944	100.0	船用ボイラ等の販売及びメン テナンス
The Cleaver-Brooks Company, Inc.	(千米ドル) 357	(100.0)	ボイラ等の製造販売及びメン テナンス
Cleaver-Brooks of Canada Ltd.	(千カナダドル) 27,701	(100.0)	ボイラ等の製造販売及びメン テナンス
C E R T U S S G m b H	(千ユーロ) 25	100.0	ボイラ等の製造販売及びメン テナンス

(注) 当社の出資比率の ()内は、間接出資比率であります。

- ③ 特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは「お客様との信頼関係をベースに一つでも多くの製品・サービスの提供を通じてお客様と持続的につながり続ける会社」の実現を目標に取り組んでまいりました。引続き、諸々の環境変化を踏まえ、新たな社会ニーズへの対応を加速化させながら、①環境負荷低減 ②トータルソリューション ③ワンストップサービスをスローガンに既存事業の収益体質の強化、新たにより多くのお客様とつながりをもつことのできる製品・サービスの提供、グローバル展開に取り組んでまいります。そのために、新製品・新サービスの研究開発、独創的な技術を獲得するM&A、環境保全・安全・品質等を高めるための投資、生産性向上に向けたシステムの構築、そして従業員教育等に積極的に投資を行ってまいります。

① 新製品の開発・新サービスの開発

国内においては、ボイラだけでなくランドリー機器、船用機器、水処理機器、食品機器、メディカル機器、未利用熱回収装置、環境分析装置などの環境課題解決のための新製品の開発やメンテナンスをベースとした新サービスの開発で、あらゆるお客様の付加価値を最大化できるトータルソリューションを提供する新製品の開発を引続き積極的に進めてまいります。

② グローバル展開

「熱プロバイダー」としてお客様の熱需要にお応えできるよう、さまざまな国や地域へ展開してまいります。積極的な人的投資、各エリアでの拠点網拡充、従業員教育の充実を図るとともに、グループ各社が相互に尊重しあい、市場におけるポジショニングや強みを認識することで、シナジーを創出いたします。また、グローバル展開のスピードアップを図るため、海外での他社との協業やM&Aも引続き積極的に進めてまいります。

③ トータルソリューションによる事業の拡大

当社グループは、中長期の経営戦略として、トータルソリューションに基づいた事業拡大を掲げております。具体的には、主力製品であるボイラを核として周辺機器をつなぐことにより、お客様の工場全体で抱えられている問題を解決し、お客様に更なる成長をしていただける環境作りを目的とした活動です。当社グループはこのトータルソリューションを拡大し、進化させるため、引続き他社との協業やM&Aも検討してまいります。

④ 中期経営計画の達成

当社グループは、永続的な成長と安定的な収益を実現するため、3年分の中期経営計画を作成し、企業価値の向上に努めております。2025年5月14日開催の当社取締役会において、2026年3月期から3ヶ年の中期経営計画を以下のとおり策定いたしました。

	2026年3月期	2027年3月期	2028年3月期
売上収益（百万円）	271,500	284,500	300,000
営業利益（百万円）	32,600	34,500	36,500
営業利益率（％）	12.0	12.1	12.2

当社グループ一丸となって目標の達成を目指してまいります。

⑤ 働き方改革への取り組み

当社グループは、お客様の信頼を得るためには、経験を積み、質の高いサービスを提供することが必要不可欠であり、そのためには、従業員同士がしっかりとコミュニケーションをとり、意思疎通が図れて働きやすい職場にすることが必要であると考えております。これまで、継続的に人事制度の充実やワークライフバランスの推進などを行うことにより、育児・介護などの事情を抱えた従業員が活躍できるような職場の実現に注力してきておりますが、当社グループで働く外国人や障がい者の方々も増加していることから、今後はさらに従業員の多様性を尊重し、それぞれの個性が活かせる職場づくりを積極的に進めてまいります。

⑥ 女性の登用

当社グループは、特に女性従業員のキャリア形成について支援強化を継続しており、外部研修受講奨励や女性技術者等の他社交流会による意識改革とあわせ、女性管理監督者比率目標を4.5%と掲げ、役職者登用の拡大と育成強化を進めてまいりました。

近年では、女性従業員が活躍できる領域を拡大するために、フィールドエンジニア職や営業職への女性の採用や社内公募制度により活躍志向の人財発掘をしております。また、ジョブローテーションの推進や管理職候補者向け研修対象の拡大により、キャリアアップ支援を強化しております。これらを通じて、管理職候補者の計画的な拡充や強みを活かした専門領域等での上位役職への登用に取り組んでまいります。

直前5ヶ年の女性役職者数及び比率

	2021年 3月31日	2022年 3月31日	2023年 3月31日	2024年 3月31日	2025年 3月31日
女 性 役 職 者 (名)	276	295	320	327	336
女 性 役 職 者 比 率 (%)	15.2	15.6	16.5	16.7	17.6
うち管理監督者(課長以上) (名)	16	19	22	23	22
女 性 管 理 監 督 者 比 率 (%)	2.6	2.9	3.3	3.4	3.4

- (注) 1. 女性役職者比率は、当社の全役職者に対する女性の割合を記載しております。
2. 女性管理監督者比率は、当社の全管理監督者（課長以上）に対する女性の割合を記載しております。

株主の皆様におかれましては、何卒、一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、小型貫流ボイラ、水管ボイラ、冷熱機器、水処理装置、ランドリー機器、薬品及び関連機器の製造販売並びにこれらに伴う諸工事、メンテナンスを主な事業としております。セグメント別の主要な製品・商品は、次のとおりであります。

	区 分	主 要 製 品 ・ 商 品
国 内	機 器 販 売 事 業	蒸気ボイラ、温水ボイラ、電気ボイラ、熱媒ボイラ、廃熱ボイラ、排ガスボイラ、船用補助ボイラ、バラスト水処理装置、船用廃油焼却炉、船用造水装置、マイクロプラスチック回収装置、蒸気駆動エアコンプレッサ、熱回収式電動エアコンプレッサ、未利用熱活用ヒートポンプ、廃温水熱利用蒸気発生装置、クローズドドレン回収装置、フラッシュ蒸気発生装置、純水システム、ろ過システム、脱酸素装置、軟水装置、ボイラ用薬品、水処理薬品、家庭用軟水器、ボイラ水処理システム、クーリングタワー水処理システム、排水リユースシステム、全自動水質監視装置、UV-LED水殺菌装置、蒸気滅菌器、ガス滅菌器、器具除染用洗浄器、減圧沸騰式洗浄器、システム乾燥器、クリーン蒸気発生装置、真空冷却機、真空解凍装置、レトルト殺菌機、低温循環型冷水装置、蓄水型冷水装置、飽和蒸気調理機、蒸気ニードラー、蒸気釜、燃料電池、水素製造装置、ダイオキシン類分析、ダイオキシン類自動前処理装置、PCB分析前処理装置、POPs（残留性有機汚染物質）類自動前処理装置、連続式洗濯機、洗濯機、脱水機、乾燥機、コインランドリー向け洗濯機及び乾燥機、仕上げ機、搬送システム、自動搬送ロボット
	メンテナン ス 事 業	ZMP（有償保守管理）契約、点検契約、MZM（船用有償保守）点検、有償メンテナンス、MEIS CLOUD（エネルギー管理システム）、リースレンタル、各種部品
海 外	機 器 販 売 事 業	蒸気ボイラ、温水ボイラ、電気ボイラ、熱媒ボイラ、廃熱ボイラ、排ガスボイラ、蒸気駆動エアコンプレッサ、軟水装置、ボイラ用薬品、ボイラ水処理システム、全自動水質監視装置、蒸気滅菌器、減圧沸騰式洗浄器、真空冷却機、真空解凍装置
	メンテナン ス 事 業	各種有償保守管理契約、点検契約、MZM（船用有償保守）点検、有償メンテナンス、各種部品

(注)「国内」の区分は国内連結会社、「海外」の区分は海外連結会社の事業活動に係るものであります。

(6) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

①当社

名 称	所 在 地
松山本社及び工場	愛媛県松山市
東 京 本 社	東京都港区
支 店	東京支店、名古屋支店、大阪支店、京都支店、福岡支店など計94支店

②子会社

名 称	所 在 地
三 浦 ア ク ア テ ッ ク 株 式 会 社	本社及び工場（愛媛県松山市）
三 浦 工 機 株 式 会 社	本社及び工場（愛媛県西予市）
株式会社三浦マニファクチャリング	本社及び工場（愛媛県松山市）
株 式 会 社 丹 波 工 業 所	本社（埼玉県さいたま市）
北 日 本 ボ イ ラ 株 式 会 社	本社（北海道札幌市）
株 式 会 社 ヤ ブ サ メ	本社（福岡県北九州市）
トータスエンジニアリング株式会社	本社及び工場（愛媛県伊予郡松前町）
韓 国 ミ ウ ラ 工 業 株 式 会 社	本社（大韓民国ソウル特別市）、工場（大韓民国忠清南道天安市）
MIURA CANADA CO.,LTD.	本社及び工場（カナダ オンタリオ州）
MIURA AMERICA CO.,LTD.	本社及び工場（アメリカ合衆国ジョージア州）
三 浦 工 業 （ 中 国 ） 有 限 公 司	本社及び工場（蘇州市）
台 湾 三 浦 工 業 株 式 会 社	本社（台北市）、工場（台南市）
MIURA SINGAPORE CO PTE.LTD.	本社（シンガポール共和国）
P T . M I U R A I N D O N E S I A	本社及び工場（インドネシア共和国西ジャワ州）
MIURA INTERNATIONAL AMERICAS INC.	本社（アメリカ合衆国ジョージア州）
MIURA SOUTH EAST ASIA HOLDINGS PTE.LTD.	本社（シンガポール共和国）
MIURA BOILER DO BRASIL LTDA.	本社及び工場（ブラジル連邦共和国サンパウロ州）

名 称	所 在 地
MIURA INDUSTRIES (THAILAND) CO.,LTD.	本社（タイ王国チャチューンサオ県）
MIURA BOILER MEXICO S.A. DE C.V.	本社（メキシコ合衆国メキシコ州）
MIURA TURKEY HEATING SYSTEMS INDUSTRY CO.,LTD.	本社（トルコ共和国イスタンブール県）
MIURA NETHERLANDS B.V.	本社（オランダ王国アムステルダム）
The Cleaver-Brooks Company, Inc.	本社及び工場(アメリカ合衆国ジョージア州)
Cleaver-Brooks of Canada Ltd.	本社及び工場(カナダ オンタリオ州)
C E R T U S S G m b H	本社及び工場(ドイツ連邦共和国ノルトライン＝ヴェストファーレン州)

(7) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

	事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
		(名)	(名)
国内	機器販売事業	2,356	96 増
	メンテナンス事業	1,576	17 減
海外	機器販売事業	1,963	943 増
	メンテナンス事業	1,230	479 増
スタッフ等		604	169 増
合 計		7,729	1,670 増

(注) 1. 上記の他に、臨時従業員が341名おります。

2. 「スタッフ等」として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属している従業員であります。

3. 従業員の人数が増加しておりますが、その主な理由は、The Cleaver-Brooks Company, Inc. 及び CERTUSS GmbHの買収により、当連結会計年度から両社が当社グループに加わったことによるものです。その影響を除いた場合には、従業員の人数は前連結会計年度末比で合計171名の増加となります。

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
	(名)	(名)	(才)	(年)
男 性	2,508	増減なし	41.4	16.2
女 性	856	32 増	37.5	11.9
合 計 又 は 平 均	3,364	32 増	40.4	15.1

(注) 上記の他に、臨時従業員が149名おります。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入金
	(百万円)
株式会社三井住友銀行	51,135
株式会社伊予銀行	28,286
株式会社愛媛銀行	22,286
株式会社りそな銀行	9,822
株式会社京都銀行	3,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 300,000,000株
- ② 発行済株式の総数 115,689,797株（自己株式9,601,315株を除く）
- ③ 株主数 9,191名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	(千株)	(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	16,094	13.91
ダイキン工業株式会社	5,400	4.67
株式会社伊予銀行	5,329	4.61
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5,042	4.36
株式会社愛媛銀行	4,823	4.17
ミウラグループ従業員持株会	3,534	3.05
愛媛県	3,000	2.59
公益財団法人三浦教育振興財団	3,000	2.59
いよぎんリース株式会社	2,906	2.51
MISAKI ENGAGEMENT MASTER FUND	2,430	2.10

（注） 1. 当社は、自己株式を9,601,315株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を除いて算定しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
	(株)	(名)
監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く）	14,402	4

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、後記、2.(2)④ 取締役の報酬等に記載しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 取 締 役 会 議 長 兼 C G G O	宮 内 大 介	舶用事業統括本部長	公益財団法人日本小型貫流ボイラー協会代表理事 MIURA INTERNATIONAL AMERICAS INC. Director (Chairman & CEO) 株式会社ミウラエンパシー代表取締役社長
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 C E O 兼 C T O	米 田 剛	技 術 統 括 本 部 長 兼 生 産 統 括 本 部 長	愛媛県職業能力開発協会会長 愛媛県技能士会会長
取 締 役 専 務 執 行 役 員	廣 井 政 幸	管 理 統 括 本 部 長	三浦環境マネジメント株式会社代表取締役会長 株式会社ミウラ・エス・エー代表取締役社長 ミウラジョブパートナー株式会社代表取締役社長 三浦グループ企業年金基金理事長
取 締 役 専 務 執 行 役 員	河 本 憲 一	国内販売統括本部長	
社 外 取 締 役	樋 口 建 史		
取 締 役 常 勤 監 査 等 委 員	山 内 修		
社 外 取 締 役 監 査 等 委 員	佐 伯 直 輝		四国松山凜監査法人代表社員
社 外 取 締 役 監 査 等 委 員	安 藤 吉 昭		国際基督教大学(ICU)監査室長
社 外 取 締 役 監 査 等 委 員	小 池 達 子		銀座総合法律事務所弁護士 株式会社オリジン社外取締役 住友理工株式会社社外監査役

- (注) 1. 当社は、樋口建史氏、山内修氏、佐伯直輝氏、安藤吉昭氏及び小池達子氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金5百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。
2. 樋口建史氏、佐伯直輝氏、安藤吉昭氏及び小池達子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員佐伯直輝氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員安藤吉昭氏は過去に他社で取締役常務執行役CFOの職責を担っており、財務及び会計をはじめとする経営全般において十分な知見を有しております。
5. 当社は、4名の監査等委員のうち1名が常勤監査等委員に就任しております。常勤監査等委員を選定している理由は、日常的な情報収集や取締役会以外の重要な会議への出席、会計監査人及び内部監査部門と十分な連携を図ることにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。

6. 当事業年度中における取締役の地位又は担当の異動は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
宮 内 大 介	代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 C E O	代 表 取 締 役 取 締 役 会 議 長 兼 C G G O	2024年4月1日
	—	舶 用 事 業 統 括 本 部 長	
米 田 剛	取 締 役 常 務 執 行 役 員 C T O	代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 C E O 兼 C T O	2024年4月1日
	技 術 統 括 本 部 長 兼 舶 用 事 業 統 括 本 部 長 兼 生 産 統 括 本 部 長	技 術 統 括 本 部 長 兼 生 産 統 括 本 部 長	
廣 井 政 幸	代 表 取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	2024年4月1日
河 本 憲 一	取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	2024年6月27日
武 知 教 之	取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	任 期 満 了 に よ り 退 任	2024年6月27日 (第66回定時株主総会)
兒 島 好 宏	取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	任 期 満 了 に よ り 退 任	2024年6月27日 (第66回定時株主総会)

7. 公益財団法人日本小型貫流ボイラー協会は、小型貫流ボイラの安全性を高めるための活動を行っており、当社は、当該公益財団法人の会員として積極的に参加しております。

② 補償契約の内容の概要等

当社は宮内大介氏、米田剛氏、廣井政幸氏、河本憲一氏、樋口建史氏、山内修氏、佐伯直輝氏、安藤吉昭氏及び小池達子氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、子会社の取締役、執行役員及び重要な使用人等であり、保険料は10%を被保険者、90%を当社が負担しております。

当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	員 数	報酬等の総額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額		
			基 本 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取 締 役 (監査等委員を除く)	(名) 7	(百万円) 407	(百万円) 212	(百万円) 147	(百万円) 47
監 査 等 委 員	4	54	54	—	—
合 計 (うち社外)	11 (4)	461 (43)	266 (43)	147 (—)	47 (—)

- (注) 1. 上記には、2024年6月27日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名に対する当事業年度に係る報酬額を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 業績連動報酬等に関する事項

当社は、単年度の連結売上収益、連結営業利益及びROEの達成率、各取締役の担当部門の業績及び個人別に設定された定性的な目標に対する評価を勘案して支給額を決定しております。業績指標を連結経営成績における売上収益、営業利益及びROEとして選定した理由は、いずれも単年度の事業運営の成果を多面的に評価することが可能であり、かつ取締役の業績向上への貢献意欲を高めることができるものと判断したからであります。2024年度の業績連動報酬の算定に用いられた2023年度の連結業績予想の業績指標は、2024年3月期の連結業績予想において売上収益151,500百万円、営業利益22,100百万円及びROE10%であり、2024年3月期の実績は売上収益159,695百万円(達成)、営業利益23,061百万円(達成)及びROE11.1%(達成)となりました。

ハ. 非金銭報酬等に関する事項

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「ホ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2.(1)⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

二. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

1. 監査等委員である取締役以外の取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第57回定時株主総会において年額540百万円以内(使用人分給与は含まない)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名です。
また、この報酬限度額とは別枠にて監査等委員である取締役以外の取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額として、2019年6月27日開催の第61回定時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役以外の取締役(社外取締役を除く)の員数は、7名です。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第57回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、5名です。

ホ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2025年4月4日開催の取締役会において、以下の項目を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会及び監査等委員会の承認を得ております。

1. 当社は、以下の目的のもとに報酬体系及びプロセスを構築しております。
 - ・会社の業績と連動性があり、かつ透明性・客観性が高いものであること
 - ・中長期の業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるものであること
2. 取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等のうち、次の事項の決定に関する方針
監査等委員以外の取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬等及び中長期インセンティブ(譲渡制限付株式報酬)により構成されております。報酬総額に対する報酬の種類ごとの割合は、役員別の取締役人数、単年度の連結経営成績及び個人別の評価などにより変動いたしますが、概ね固定報酬50%、短期業績連動報酬25%、中期業績連動報酬（株式報酬）25%程度となります。
 - ① 基本報酬は、役位及び職責を勘案して決定し、毎月均等に支給しております。
 - ② 業績連動報酬等は、業績の達成率、担当部門の業績及び個人別に設定された定性的な目標に対する評価を勘案し決定され、毎月均等に支給しております。
 - ③ 株主目線の経営意識を高めることを目的に企業価値向上のインセンティブとして譲渡制限付株式報酬を職責に応じて新任時及び再任時に付与しております。社外取締役及び監査等委員の報酬は、基本報酬のみで構成されております。監査等委員の報酬は、任意の報酬委員会にて職責及び報酬水準を勘案した原案を作成し、その内容に基づき監査等委員会にて決定しています。
3. 報酬等の内容の決定方法
役員報酬に関して透明性及び客観性を確保するため、以下のプロセスにて決定します。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会及び監査等委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。
 - (1) 社外取締役が過半数を占める任意の報酬委員会にて、代表取締役会により作成された役員報酬の方針、制度、算定方式、個人別の報酬内容等の原案について、他社情報や業界水準を踏まえ、取締役の役割や責任に見合う水準であるかの妥当性の審議を行います。
 - (2) 報酬委員会の同意を得た役員報酬の方針、制度、算定方式、個人別の報酬内容等を取締役会にて決定します。
 - (3) 監査等委員の報酬は、2015年6月26日開催の第57回定時株主総会において決議いただいた年額80百万円以内で任意の報酬委員会にて職責及び報酬水準を勘案した原案を作成し、その内容に基づき監査等委員会にて決定します。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職	社 外 取 締 役 兼 職 先 と 当 社 と の 間 に お け る 特 別 な 関 係
社 外 取 締 役	樋 口 建 史	該当事項はありません。	該当事項はありません。
社 外 取 締 役 監 査 等 委 員	佐 伯 直 輝	四国松山凜監査法人代表社員	該当事項はありません。
社 外 取 締 役 監 査 等 委 員	安 藤 吉 昭	国際基督教大学(ICU)監査室長	該当事項はありません。
社 外 取 締 役 監 査 等 委 員	小 池 達 子	銀座総合法律事務所弁護士 株式会社オリジン社外取締役 住友理工株式会社社外監査役	該当事項はありません。

ロ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出 席 状 況	発言状況及び社外取締役役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	樋口 建史	取締役会 13回／13回 指名委員会 3回／3回 報酬委員会 3回／3回	取締役会だけでなく経営会議等にも出席し、行政機関等での経験に基づく専門知識と見識から、必要又は有益な発言を適宜行っております。 また、指名委員会及び報酬委員会の委員として積極的な発言を行い、取締役会の監督機能の強化及び意思決定プロセスの透明化に貢献しております。 加えて、海外での事業展開に関する各種のプロジェクト会議に出席し、海外経験に基づく豊かな知識と見識を活かし、有益な助言を行っております。
社外取締役 監査等委員	佐伯 直輝	取締役会 13回／13回 監査等委員会 15回／15回 指名委員会 3回／3回 報酬委員会 3回／3回	取締役会だけでなく経営会議等にも出席し、公認会計士・税理士として国内及び海外で培った監査、税務、評価等のコンサルティング経験から、投資案件やM&A案件等に対し助言を適宜行っております。 監査等委員会においては、ディスクロージャーの専門家として発言し、KAM（監査上の主要な検討事項）に関し会計監査人との意見交換を行うなど当社の健全性の維持向上に資する発言を適宜行っております。 また、指名委員会及び報酬委員会の委員として積極的な発言を行い、取締役会の監督機能の強化及び意思決定プロセスの透明化に貢献しております。
社外取締役 監査等委員	安藤 吉昭	取締役会 12回／13回 監査等委員会 14回／15回 指名委員会 3回／3回 報酬委員会 3回／3回	取締役会だけでなく経営会議等にも出席し、他社での豊富な企業経営経験と高い見識から、事業全般、投資後の管理の重要性など意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。 監査等委員会においては、リスク管理など内部統制システムについての助言など当社の健全性の維持向上に資する発言を適宜行っております。 また、指名委員会及び報酬委員会の委員長として独立した立場から客観的な議論となるよう主導し、取締役会の監督機能の強化及び意思決定プロセスの透明化に貢献しております。

地 位	氏 名	出 席 状 況	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 監査等委員	小池達子	取締役会 13回／13回 監査等委員会 15回／15回 指名委員会 3回／ 3回 報酬委員会 3回／ 3回	取締役会だけでなく経営会議等にも出席し、弁護士としての豊かな経験と知識から意思決定時の法的リスクに関し適法性、健全性に資する発言、ダイバーシティの促進、特に女性登用の促進に向けた助言を適宜行っております。 監査等委員会においては、法律的地に立った発言や内部統制システムに関する発言など、当社の健全性の維持向上に資する発言を適宜行っております。 また、指名委員会及び報酬委員会の委員として積極的な発言を行い、取締役会の監督機能の強化及び意思決定プロセスの透明化に貢献しております。さらに、コンプライアンス委員会にも参加し、リスク管理などについても助言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
(1) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	115百万円
(2) 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	115百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、(1)の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、韓国ミウラ工業株式会社、MIURA CANADA CO.,LTD.、MIURA AMERICA CO.,LTD.、三浦工業（中国）有限公司、台湾三浦工業株式会社、MIURA SINGAPORE CO PTE.LTD.、PT. MIURA INDONESIA、MIURA SOUTH EAST ASIA HOLDINGS PTE.LTD.、MIURA BOILER DO BRASIL LTDA.、MIURA INDUSTRIES (THAILAND)CO.,LTD.、MIURA BOILER MEXICO S.A. DE C.V.、The Cleaver-Brooks Company, Inc. 及び CERTUSS GmbH は、当社の会計監査人以外の会計事務所の監査又はレビューを受けております。
3. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、当事業年度における会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会の選定した監査等委員が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定します。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、安定的な配当の継続を基本に、経営基盤の強化と将来の事業展開に備えるため内部留保の充実も図りつつ、会社の業績に対応した適正な利益還元を行うことが望ましいと考えております。この方針に従って、連結業績や財務状況等を総合的に勘案しながら決定いたします。

内部留保金は、新製品・新サービスの研究開発や独創的な技術を得るためのM&Aなど主に事業基盤・競争力の強化のための投資に活用してまいります。また、環境保全、安全、品質等を高めるための投資や生産性向上に向けたシステムの構築、従業員教育などにも充当し、企業価値の増大を図ってまいります。

連結財政状態計算書

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産		負 債	
流 動 資 産	179,426	流 動 負 債	85,609
現金及び現金同等物	55,251	リース負債	3,177
営業債権及びその他の債権	71,061	営業債務及びその他の債務	23,804
その他の金融資産	9,025	その他の金融負債	8,378
棚卸資産	39,573	未払法人所得税等	4,917
その他の流動資産	4,514	引当金	3,458
非 流 動 資 産	260,145	契約負債	24,822
有形固定資産	49,428	その他の流動負債	17,049
使用権資産	21,054	非 流 動 負 債	148,243
のれん及び無形資産	120,879	リース負債	18,019
持分法で会計処理されている投資	51,598	その他の金融負債	106,247
その他の金融資産	12,930	退職給付に係る負債	562
退職給付に係る資産	369	引当金	60
繰延税金資産	2,969	繰延税金負債	22,802
その他の非流動資産	914	その他の非流動負債	550
資 産 合 計	439,572	負 債 合 計	233,852
		資 本	
		親会社の所有者に帰属する持分	204,146
		資本金	9,544
		資本剰余金	21,345
		利益剰余金	181,467
		自己株式	△10,651
		その他の資本の構成要素	2,441
		非 支 配 持 分	1,572
		資 本 合 計	205,719
		負 債 及 び 資 本 合 計	439,572

連結損益計算書

(2024年4月 1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	251,341
売 上 原 価	157,115
売 上 総 利 益	94,225
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	69,419
そ の 他 の 収 益	1,226
そ の 他 の 費 用	709
営 業 利 益	25,324
金 融 収 益	1,360
金 融 費 用	1,766
持 分 法 に よ る 投 資 損 益	4,712
税 引 前 当 期 利 益	29,629
法 人 所 得 税 費 用	6,266
当 期 利 益	23,363
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	23,312
非 支 配 持 分	51
当 期 利 益	23,363

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	80,513	流 動 負 債	43,543
現金及び預金	20,794	買掛金	4,908
受取手形	2,023	電子記録債務	1,211
電子記録債権	9,493	関係会社短期借入金	180
売掛金	25,248	1年内返済予定の長期借入金	8,282
リース投資資産	2,361	未払金	4,979
商品及び製品	4,835	未払費用	2,258
仕掛品	514	未払法人税等	3,052
原材料及び貯蔵品	6,938	契約負債	12,814
関係会社短期貸付金	3,711	預り金	482
その他の金	4,597	製品保証引当金	500
貸倒引当金	△5	賞与引当金	3,892
固 定 資 産	250,077	受注損失引当金	407
有形固定資産	32,531	その他の負債	572
建物	17,456	固 定 負 債	106,311
構築物	649	長期借入金	106,247
機械及び装置	690	資産除去債務	19
工具、器具及び備品	2,527	その他	44
土地	10,600	負 債 合 計	149,854
建設仮勘定	585	純 資 産 の 部	
その他の	22	株 主 資 本	177,515
無 形 固 定 資 産	3,251	資 本 金	9,544
ソフトウェア	2,719	資 本 剰 余 金	20,992
その他の	531	資 本 準 備 金	10,031
投資その他の資産	214,294	その他資本剰余金	10,960
投資有価証券	10,773	利 益 剰 余 金	157,587
関係会社株式	188,514	利 益 準 備 金	818
関係会社出資金	4,161	その他利益剰余金	156,768
関係会社長期貸付金	4,954	別 途 積 立 金	132,480
前払年金費用	4,769	繰越利益剰余金	24,288
繰延税金資産	358	自 己 株 式	△10,608
その他の	806	評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,144
貸倒引当金	△42	その他有価証券評価差額金	3,144
資 産 合 計	330,590	新 株 予 約 権	76
		純 資 産 合 計	180,736
		負 債 純 資 産 合 計	330,590

損 益 計 算 書

(2024年4月 1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	128,840
売上原価	74,811
売上総利益	54,029
販売費及び一般管理費	36,608
営業利益	17,420
営業外収益	
受取利息及び受取配当金	9,459
受取賃貸料	1,357
為替差益	30
その他	1,358
営業外費用	
支払利息	855
その他	67
経常利益	28,703
特別利益	
固定資産売却益	4
投資有価証券売却益	519
特別損失	
固定資産売却損	0
固定資産除却損	31
子会社株式評価損	299
投資有価証券評価損	17
税引前当期純利益	28,878
法人税、住民税及び事業税	6,000
法人税等調整額	500
当期純利益	22,376

連結計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月24日

三 浦 工 業 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

E Y 新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	嵯 峨 貴 弘
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	仲 昌 彦
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	岩 田 英 里 子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三浦工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、三浦工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月24日

三浦工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	嵯峨貴弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	仲 昌彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩田英里子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三浦工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第67期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月24日

三浦工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 山内 修 (印)

監査等委員 佐伯直輝 (印)

監査等委員 安藤吉昭 (印)

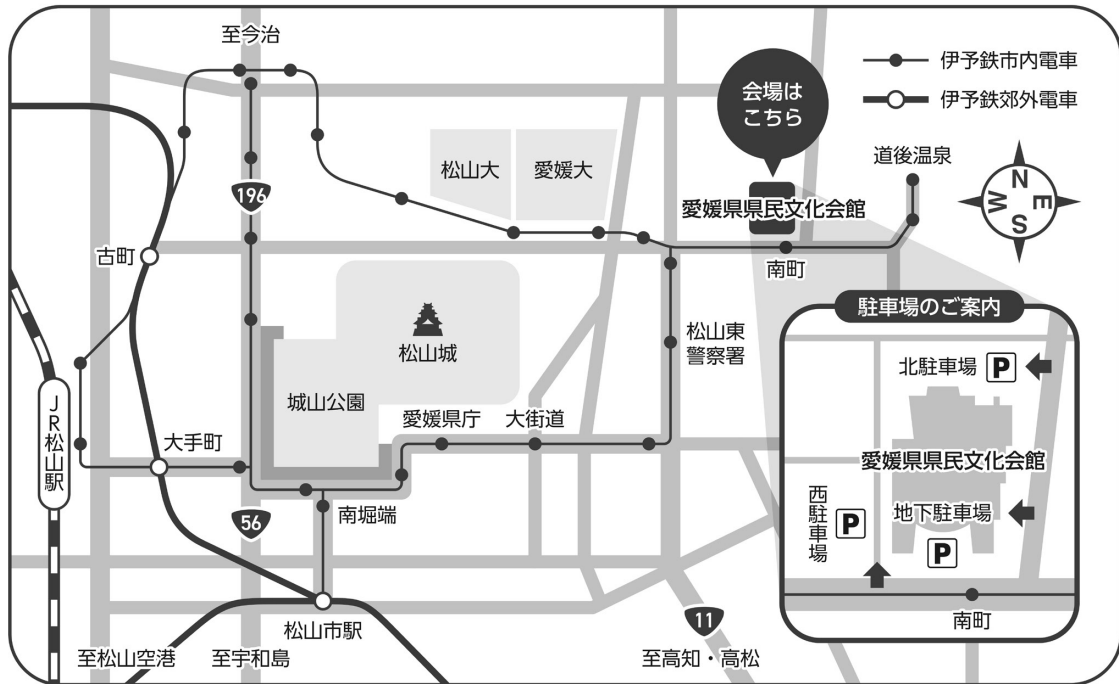
監査等委員 小池達子 (印)

(注) 監査等委員佐伯直輝、安藤吉昭及び小池達子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

会場のご案内図

会場：松山市道後町二丁目5番1号 愛媛県県民文化会館 本館 第6会議室
TEL：(089) 923-5111



交通 JR松山駅から

- ・伊予鉄市内電車（道後温泉駅行）で約21分 南町電停（県民文化会館前）で下車
- ・伊予鉄バス52松山空港線（道後温泉駅前・湯の山ニュータウン行）で約27分
南町県民文化会館前バス停で下車

伊予鉄松山市駅から

- ・伊予鉄市内電車（道後温泉駅行）で約17分 南町電停（県民文化会館前）で下車
- ・伊予鉄バス52松山空港線（道後温泉駅前・湯の山ニュータウン行）で約15分
- ・伊予鉄バス70伊台線（山田経由伊台行）で約11分
南町県民文化会館前バス停で下車

松山空港から

- ・伊予鉄バス（道後温泉駅前・湯の山ニュータウン行）で約45分
南町県民文化会館前バス停で下車
- ・リムジンバスで約36分 県民文化会館で下車